

- 3 出資の一口の金額は、均一でなければならぬ。
4 一員の出資口数は、出資総口数の百分の十
をこえてはならない。
5 会員の責任は、その出資額を限度とする。
6 会員は、出資の払込について、相殺をもつて
金庫に対抗することができない。
(議決権)

第十二条 会員は、各一個の議決権を有する。
1 会員は、定款の定めるところにより、第四十
五条の規定により、あらかじめ通知のあつた事
項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行
使することができる。ただし、他の会員でなけ
れば、代理人となることができない。

第三 会員は、定款の定めるところにより、前項の
規定による書面をもつてする議決権の行使に代
えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織
を使用する方法その他の情報通信の技術を利用
する方法であつて内閣府令で定めるものをい
う。第六十五条第二項第十号を除き、以下同
じ。）により行使することができる。

第四 前二項の規定により議決権を行使する者は、
総会における出席者とみなす。

第五 代理人は、代理権を証明する書面を金庫に提
出しなければならない。

第六 代理人は、前項の代理権を証明する書面の提
出に代えて、政令で定めるところにより、金庫
の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電
磁的方法により提供することができる。この場
合において、代理人は、当該書面を提出したも
のとみなす。

第七 代理人による代理権の行使については会社法
第三百十条第四項から第八項まで（議決権の代
理行使）の規定を、書面による議決権の行使に
ついては同法第三百十一条（第二項を除く。）
(書面による議決権の行使)の規定を、電磁的
方法による議決権の行使については同法第三百
十二条（電磁的方法による議決権の行使）の規
定を準用する。この場合において、同法第三百
十条第四項及び第三百十二条第一項中「第二百
九十九条第三項」とあるのは「信用金庫法第四
十五条第四項」と、同法第三百十条第四項中
「前項」とあるのは「同法第十二条第六项」と
同条第六項中「第三項」とあるのは「信用金庫
法第十二条第六项」と、同条第七項中「株主
（前項の株主総会において決議をした事項の全
部につき議決権を行使することができない株主

(加入)
第十三条 金庫に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

第十四条 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが、金庫に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に会員になつたものとみなす。この場合においては、相続人たる会員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

2 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。
(持分の譲渡)

第十五条 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有する者にその持分を譲り渡すことができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならぬ。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。
(自由脱退)

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がないときは、会員は、金庫に対し、定款で定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

2 信用金庫は、前項後段の場合において、その譲受けにより有することとなる持分が政令で定める限度をこえることができないことを定款で定めなければならぬ。

(法定脱退)
第十七条 会員は、次の事由によつて脱退する。
一 会員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 破産手続開始の決定

- 2 持分の全部の喪失
会員は、その出資額が金庫の出資一口の金額の減少その他やむを得ない理由により第十一条第一項に定める出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなつた日から一年以内に当該最低限度額に達しない場合には、その期間を経過した日に脱退する。
3 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の決議によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。
4 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。
(脱退者の持分の払戻)
第十八条 会員は、前条第一項第一号から第四号まで又は第二項の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。
2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によつて定める。
(時効)
第十九条 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効に因つて消滅する。
(払戻の停止)
第二十条 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができる。
(金庫の持分取得の禁止)
第二十一条 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。ただし、金庫が権利を実行するため必要がある場合又は第十六条の規定により譲り受けの場合においては、この限りでない。
2 金庫が前項ただし書の規定によつて会員の持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。
第三章 設立及び事業免許の申請
(発起人)
第二十二条 信用金庫を設立するには、その会員にならうとする七人以上の者が発起人となることを要する。
2 信用金庫連合会を設立するには、その会員にならうとする十五以上の信用金庫が発起人となることを要する。

第二十三条（定款）
金庫を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 3 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の名称及び所在地
- 五 会員たる資格に関する規定
- 六 会員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及び会員の出資の最低限度額並びに出資の払込みの時期及び方法
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の積立の方法
- 十 役員の定数及びその選任に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告方法（金庫が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）
- 十三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、この期間又は事由
- 4 前項各号に掲げる事項のほか、金庫の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。
- 5 金庫の定款については、会社法第三十条（定款の認証）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第三十三条第七項若しくは第九項又は第三十七条规定第一項若しくは第二項の規定による場合を除き、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

記名押印に代わる措置をとらなければならない。	3	金庫は、理事会の日（前条第三項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第一項の議事録又は前条第三項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。
会員は、その権利行使するため必要があるときは、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。	4	一 議事録等が書面をもつて作成されているとき 二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの 三 計算書類等が書面をもつて作成され、又は書面の閲覧又は謄写の請求 四 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることがあるときは、当該金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めることは、同項の許可をすることができる。
（計算書類等の作成、備置き及び閲覧等）	5	金庫の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該金庫の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。
第六節 計算書類等の監査等	6	裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該金庫又はその子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めることは、同項の許可をすることができない。

項の承認を受けた計算書類及び業務報告（監査の報告を含む。）を提供しなければならない。	7	理事は、第四項の規定により理事会において提出し、又は提供しなければならない。
会員は、当該書面の閲覧又は謄写の請求	8	理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。
金庫の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの	9	金庫は、各事業年度に係る計算書類及び業務報告並びにこれらに付属する明細書（監査の報告を含む。以下この条において「計算書類等」という。）を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
（計算書類等の作成、備置き及び閲覧等）	10	金庫は、計算書類等の写しを通常総会の日の二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつていているときは、この限りでない。
第三十八条 金庫は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案その他金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの）をいう。以下同じ。）及び業務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。	11	会員及び金庫の債権者は、金庫の業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求	12	特定金庫の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。
二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求	13	特定金庫については、会社法第三百四十三条第一項及び第二項（監査役の選任に関する監査役の同意等）並びに第三百九十条第三項（監査役の権限等）の規定を準用する。この場合において、同項中「監査役会」とあるのは「監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（特定金庫の監査）	14	特定金庫においては、前条第三項の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。
（特定金庫の監査）	15	特定金庫（第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会を置く。）及び信用金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。

（特定金庫の監査）	16	特定金庫においては、前条第三項の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。
（特定金庫の監査）	17	特定金庫（第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会を置く。）及び信用金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。
（特定金庫の監査）	18	特定金庫においては、前条第三項の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。
（特定金庫の監査）	19	特定金庫（第一項に規定する信用金庫及び信用金庫連合会を置く。）及び信用金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。
（特定金庫の監査）	20	特定金庫においては、前条第三項の監査の報告を含む。）を提供しなければならない。

よりその権利を行使することができない単元未満株主を除く」とあるのは「会員である者」で、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等(株主適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは「金庫(信用金庫法第一条に規定する金庫をいう。)」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役・監査等委員及び監査委員を除く)、執行役及び清算人並びにこれららの者」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。)」が、「理事及び理事」と、同法第八百四十九条の二中「取締役(監査等委員及び監査委員を除く)、執行役及び清算人並びにこれららの者」とあるのは「理事及び理事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百三十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十九条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 支配人

2 支配人については、会社法第十一一条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第十二条(支配人の競業の禁止)並びに第十三条(表見支配人の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(支配人の解任))会員は、総会の決議により、支配人を置くことができる。

2 前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

2 第四十一条 会員は、総会員の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求があつたときは、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 第二項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その支配人に對し、前項の可否を決する日の七日前までに当該書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるべき事項を記載する。

5 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その支配人の解任の可否を決しない。

6 第二項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その支配人の解任の可否を決しない。

7 第一項の規定による解任の請求があつた場合は、前項による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る支配人の承諾を得て、第三項の規定により提供される事項を電磁的方法により提供することができる。

第七節 総会等

3 第四十三条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に臨時総会を招集すべきことを決しないければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することができるときには、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

4 理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、当該書面による通知を発したものとみなす。

5 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

6 第二項及び第四項の規定にかかるわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

4 第四十五条 理事(前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条から第四十七条までにおいて同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもつて会員に對しその通知を発しなければならない。
(総会招集の手続)

5 第四十六条 理事は、前条第一項第三号に掲げる提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

6 第四十七条 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、内閣府令で定めた場合には、同項の通知に際して、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

7 第四十八条 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、内閣府令で定めた場合には、同項の通知に際して、会員が議決権行使書面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

4 第四十五条 理事(前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条から第四十七条までにおいて同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもつて会員に對しその通知を発しなければならない。
(通常総会の招集)

5 第四十六条 理事は、前条第一項第三号に掲げる提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

6 第四十七条 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、内閣府令で定めた場合には、同項の通知に際して、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

7 第四十八条 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、内閣府令で定めた場合には、同項の通知に際して、会員が議決権行使書面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

4 第四十五条 理事(前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条から第四十七条までにおいて同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもつて会員に對しその通知を発しなければならない。
(通常総会の招集)

5 第四十六条 理事は、前条第一項第三号に掲げる提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

6 第四十七条 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、内閣府令で定めた場合には、同項の通知に際して、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

7 第四十八条 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、内閣府令で定めた場合には、同項の通知に際して、会員が議決権行使書面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

4 第四十五条 理事(前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条から第四十七条までにおいて同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもつて会員に對しその通知を発しなければならない。
(通常総会の招集)

5 第四十六条 理事は、前条第一項第三号に掲げる提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

6 第四十七条 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、内閣府令で定めた場合には、同項の通知に際して、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

7 第四十八条 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、内閣府令で定めた場合には、同項の通知に際して、会員が議決権行使書面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか内閣府令で定める事項

前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、全国連合会の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、全国連合会が通知事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対する交付している場合その他募集全国連合会債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 全国連合会は、通知事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 全国連合会が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該全国連合会に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（募集全国連合会債の割当）

第五十四条の十 全国連合会は、申込者の中から募集全国連合会債の割当てを受ける者を定め、

かつ、その者に割り当てる当該募集全国連合会債の金額及び金額ごとの数を定めなければならぬ。

この場合において、全国連合会は、当該申込者に割り当てる募集全国連合会債の金額ごとの数よりも減少し、又はないものとすることができる。

2 全国連合会は、政令で定める期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集全国連合会債の金額及びその金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集全国連合会債の申込み及び割当てに関する特則）

第五十四条の十一 前二条の規定は、募集全国連合会債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（募集全国連合会債の申込み及び割当てに関する特則）

第五十四条の十二 前二号に掲げるもののはか内閣府令で定める事項

各号に定める募集全国連合会債の債権者とな

る事項

（募集全国連合会債の債権者）

第五十四条の十三 次の各号に掲げる者は、当該

各号に定める募集全国連合会債の債権者とな

る者

（債券の記載事項）

第五十四条の十四 全国連合会債の債券には、政

令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

（全国連合会債原簿）

第五十四条の十五 全国連合会は、全国連合会債

を発行した日以後遅滞なく、全国連合会債原簿を作成し、これに政令で定める事項（次項において「全国連合会債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

（全国連合会債の債権者）

第五十四条の十六 全国連合会債の債券には、政

令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

（全国連合会債原簿）

第五十四条の十七 全国連合会の発行する全国連

合会債の消滅時効は、その権利行使すること

ができる時から、元本については十五年、利子

については五年で満了する。

（通貨及証券模造取締法の準用）

第五十四条の十八 通貨及証券模造取締法（明治

二十八年法律第二十八号）は、全国連合会債の

債券の模造について準用する。

（第五十四条の十九 削除）

（政令への委任）

第五十四条の二十 この章に定めるもののはか、

全国連合会の発行する全国連合会債に関し必要

な事項は、政令で定める。

（第五章の四 子会社等）

（信用金庫の子会社の範囲等）

第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会

社（国内の会社に限る。以下この条及び次条第

一項において「子会社対象会社」という。）以

外の会社を子会社としてはならない。

一次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げ

る業務を営む会社にあつては、当該信用金庫

その他これに類する者として内閣府令で定め

るものの行う業務のためにその業務を営んでい

るものに限る。）

（第五十四条の二十二 信用金庫は、次に掲げる会

社（国内の会社に限る。以下この条及び次条第

一項において「子会社対象会社」という。）以

外の会社を子会社としてはならない。

一次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げ

る業務を営む会社にあつては、当該信用金庫

が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行に

つでも、次に掲げる請求をすることができる。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

（第五十四条の二十三 会員）

二 前条の契約により全国連合会債の総額を引

き受けた者 その者が引き受けた全国連合

会債

（債券の記載事項）

第五十四条の二十四 全国連合会債の債券には、政

令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

（全国連合会債原簿）

第五十四条の二十五 全国連合会は、全国連合会債

を発行した日以後遅滞なく、全国連合会債原簿を作成し、これに政令で定める事項（次項において「全国連合会債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

（全国連合会債の債権者）

第五十四条の二十六 全国連合会は、全国連合会債

原簿をその主たる事務所に備え置かなければな

らない。

（第五十四条の二十七 会員）

二 前条の契約により全国連合会債の債権者とな

る事項

（第五十四条の二十八 会員）

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣

府令で定める会社（当該信用金庫又はその子

会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定

めるもの（次号及び第四号並びに第五十四条

の二十二第七項及び第八項において「特定子

会社」という。）以外の子会社が、合算して

その基準議決権数（同条第一項に規定する基

準議決権数をいう。以下この条において同

じ。）を超える議決権を保有していないもの

に限り。）

三 経営の向上に相当程度寄与すると認められ

る新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

四 経営の向上に相当程度寄与すると認められ

る新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

五 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

六 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

二 新たな事業活動を行う会社として内閣府令

で定める会社（その事業に係る計画又は当該

計画に基づく措置について内閣府令で定める

要件に該当しない会社（第五十四条の二十二

第一項及び第七項において「特別事業再生会

社」という。）にあつては、当該信用金庫又

はその特定子会社以外の子会社が、合算して

その基準議決権数を超える議決権を保有して

いないものに限り。）

「子会社対象会社」という。以外の会社を子会社としてはならない。

銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）と営む（第一号ごろは

（おいて同じ）を営むもの（第十号ににおいて「信託兼営銀行」という。）

定する資金移動業者（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）

その他内閣府令で定める業務を専ら當むもの
二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関

連業（同法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一号重金地勘苗山川義久は投資運用

号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら當るもの（第十号口において「証券専門会

三 金融商品取引法第一条第十二項に規定する
金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業
社」という。)

(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)

のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他内閣府令で定める業務を専ら當むもの（第十号口において「証券仲介専門会社」といふ。）。

イ 金融商品取引法第一条第十一項第一号に掲げる行為

る取引所金融商品市場又は同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハ）に掲げる

行為に該当するものを除く。)
ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号
又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

四 サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行つるものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら當むもの。金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第四項第一号に掲げる行為

口 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第四項第二号に掲げる行為（前号又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第四項第三号に掲げる行為（前号又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

四 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社（第十号ロにおいて「保険会社」という。）

四 保険業法第二条第二項（定義）に規定する少額短期保険業者（第十号ロにおいて「少額短期保険業者」という。）

五 信託業法第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら當むもの（第十号ロにおいて「信託専門会社」という。）

九 信託業（信託業法第二条第一項に規定する有価証券関連業を當む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をい。以下同じ。）を當む外国の会社（第六号ロにおいて「信託専門会社」という。）

九 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をい。以下同じ。）を當む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 次に掲げる業務を専ら當む会社（イに掲げる業務を當む会社にあつては、当該信用金庫連合会、その子会社（第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものに當む業務のためにその業務を當んでいるものに限る。）

イ 徒属業務

ロ 金融開連業務（当該信用金庫連合会が証

券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該信用金庫連合会が保険会

社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用金庫連合会が信託兼営銀行、信託専門

会社及び信託業を営む外国の会社のいずれれをも子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が第五十四条第五項の規定により

同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

新規が事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社）で内閣府令で定めるもの（次号及び第十三号並びに

第五十四条の二十五第二項及び第四項において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算してその基準議決権数(同条第一項に規

二、経営の向上に相当程度寄与すると認められた基準議決権数をもつて、(以下この条において同じ。)を超える議決権を保有していないものに限る。)

れる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定め

る要件に該当しない会社（第五十四条の二十一第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）につては、当該信用金庫

三 地域の活性化に資すると認められる事業
　　連合会又はその特定子会社以外の子会社が
　　合算してその基準議決権数を超える議決権を
　　保有していないものに限る。)

活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を

超える議決権を保有していないものに限る。」
四 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用金庫連合会の第五十四条第一項各号に掲げる業務を行

地域の活性化、産業の生産性の向上その他の
事業の高度化若しくは当該信用金庫連合会
の利用者の利便の向上に資する業務若しくは

持続可能な社会の構築に資する業務又は、これらに資すると見込まれる業務を営む会社

二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 定めるもの
保険専門関連業務 専ら保険業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第一項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、その子会社となつた会社が当該事由（当該信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬい。

4 い。

二 信用金庫連合会は、第一項第一号から第十二号まで又は第十四号から第十六号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行ふ事業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬい。

3 い。

二 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第九号までに掲げる会社の営業又は前項において、次の各号に掲げる用語の意義とは、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第九号までに掲げる会社の営業に従属する業務として内閣府令で定めるもの

大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一項及び第二項の規定の旨を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

けにより契約（その契約に関する業務が銀行法第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第二項の規定により金庫が銀行から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該金庫を会社とみなして、私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条（事業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

（合併契約）

第五十九条 金庫は、他の金庫と合併をすることができる。この場合においては、合併をする金庫は、合併契約を締結しなければならない。

（吸収合併）

第六十条 金庫が吸収合併（金庫が他の金庫とする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「吸収合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金庫（以下「吸収合併存続金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金額

二 吸収合併存続金庫の地区及び出資一口の割合

三 吸収合併存続金庫の会員に対する出資の割合

四 当てに関する事項

五 吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

六 その他内閣府令で定める事項
(新設合併)

3	9	吸收合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
4	10	吸收合併存続金庫の会員及び債権者は、吸收合併存続金庫に対し、その業務取扱時間内に、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。）
5	4	新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅金庫の会員が不利益を受けおそれがあるときは、新設合併消滅金庫の会員は、新設合併消滅金庫に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。
6	5	新設合併消滅金庫について、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
7	6	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立については、適用しない。
8	7	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。
9	8	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。
10	9	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。

1	1	前項の書面の閲覧の請求
2	2	前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求
3	3	前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
4	4	前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
5	5	前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求
6	6	新設合併設立金庫の手続等
7	7	新設合併設立金庫の手続等
8	8	新設合併設立金庫の手続等

1	四	前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
2	5	新設合併消滅金庫について、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
3	6	第六十一条の六 吸收合併存続金庫は、効力発生日に、吸收合併消滅金庫の権利義務を承継する。（合併の効果）
4	7	第六十一条の七 金庫の合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。
5	8	第六十一条の七 金庫の合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

1	四	前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
2	5	新設合併設立金庫について、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
3	6	第六十一条の六 吸收合併存続金庫は、効力発生日に、吸收合併消滅金庫の権利義務を承継する。（合併の効果）
4	7	第六十一条の七 金庫の合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。
5	8	第六十一条の七 金庫の合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

一	四	前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
二	5	新設合併設立金庫の会員が不利益を受けおそれがあるときは、新設合併設立金庫の会員は、新設合併設立金庫に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。
三	6	第六十一条の六 吸收合併存続金庫は、効力発生日に、吸收合併消滅金庫の権利義務を承継する。（合併の効果）
四	7	第六十一条の七 金庫の合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。
五	8	第六十一条の七 金庫の合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

1	四	前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
2	5	新設合併設立金庫について、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
3	6	第六十一条の六 吸收合併存続金庫は、効力発生日に、吸收合併消滅金庫の権利義務を承継する。（合併の効果）
4	7	第六十一条の七 金庫の合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。
5	8	第六十一条の七 金庫の合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

部分に限る。) (即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。) (不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十二条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上(同意を得た会員)と読み替えるものとするほか、必要な形の読替えは、政令で定める。」

あるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は支配人その他の職員」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条规定第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主監査役設置会社にあっては、監査役」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条规定第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条规定第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十一条规定第一項中「取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与の二つを兼ねる者は、取締役）

執行役及び清算人並びにこれららの者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、「株式会社の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役(監査等委員及び監査委員を除く)」、「執行役及び清算人並びにこれららの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社の」とあるのは「清算金庫の」と、同法第八百五十条第三項中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第四項中「第五十五条、第一百二条の二第二項、第三百三十三条、第一百二十条第五項、第一百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第一項、第四百二十二条(第四百一一条の二第二項)」と、(連月十

すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。(以下同じ。)を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十八号イ(株式会社の設立の登記)に規定するもの
ロ 第八十七条の四第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
(変更の登記)

十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十九条第三項」と、同法第八百五十二条中「株主等」とあるのは「会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

² 記をしなければならない。
前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第九章 登記

第六十五条 金庫の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十六条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

第六十七条 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第六十八条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分

一	二	三	四	五	六
事業 名称	地区	事務所の所在場所	出資の一回の金額、総口数及び総額	存続期間又は解散の事由を定めたときは、	

命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

七 第四十八条の九の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第六十九条 金庫が支配人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いていた事務所を登記しなければならない。その登記は、原則として支店又は支店の上位組織の当該事務所で行なわれる。

十 第八十七条の四第一項の定款の定めが電子
公告方法

(吸収合併の登記)

部分及び第八百四十九条の二各号に列記以外の部分の規定を除く。)中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」と

親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）。

第十八条 第八十七條の第四第一項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告

(吸收合併の登記)
第七十条 金庫が吸收合併をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸收合併消滅金庫については解

(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)

第八十五条の三の四 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 信用金庫電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とする。

二 信用金庫電子決済等取扱業者を社員（次条及び第九十条の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）

第八十五条の三の五 認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等取扱業を行つに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に關し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

第八十五 第八十五 (登録) 广報 前決済 第二項 次に掲げる特定の行う同様の欠ける内閣府行う営利一金委託を受けるによる替取(当該指図で定められ当預金を介す方法を加へる行為を除く庫との契約を用金庫い。)前項

用金庫電子決済等取扱業の顧客に対する各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等取扱業の健全な発展及び信用金庫電子等取扱業の顧客の保護に資する業務

九章の四 信用金庫電子決済等代行業

条の四 信用金庫電子決済等代行業は、
埋大臣の登録を受けた者でなければ、營
ができない。

の「信用金庫電子決済等代行業」とは、
ける行為（第一号に規定する預金者によ
る者のに対する定期的な支払を目的として
号に掲げる行為その他の利用者の保護に
おそれがないと認められるものとして
令で定める行為を除く。）のいずれかを
業をいう。

庫に預金の口座を開設している預金者の
（二以上の段階にわたる委託を含む。）
け、電子情報処理組織を使用する方法
り、当該口座に係る資金を移動させる為
引を行うことの当該金庫に対する指図
指図の内容のみを含む）の伝達（当該
の内容のみの伝達にあつては、内閣府令
めの方法によるものに限る。）を受け、
を当該金庫に対し伝達すること。

庫に預金又は定期積金の口座を開設して
預金者又は積金者の委託（二以上の段階
たる委託を含む。）を受けて、電子情報
組織を使用する方法により、当該金庫か
該口座に係る情報を取得し、これを当該
者又は積金者に提供すること（他の者を
る方法により提供すること及び当該情報
工した情報を提供することを含む。）
この契約締結義務等）

条の五 信用金庫電子決済等代行業者

一項の登録を受けて信用金庫電子決済
業（同条第一項に規定する信用金庫電子
代行業をいう。以下同じ。）を営む者を
以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げ
（同項に規定する内閣府令で定める行為
）を行う前に、それぞれ当該各号の金
間で、信用金庫電子決済等代行業に係る
締結し、これに従つて当該金庫に係る信
電子決済等代行業を営まなければならな
らない。

第八十五は、第（同項に。）を行ふ金庫締結等の金庫車（信用金庫）に於て行つて（信用金庫）に於ける（金庫に於ける）契約の履行の方法の前項の規定によるところの方法によつて、（金庫に於ける）契約の履行の方法を定める。

(信用金庫連合会が会員である信用金庫に係る
信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結す
る場合の基準の作成等)

第八十五条の八 信用金庫連合会は、前条第一項
の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済
等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該
基準及び同項の信用金庫の名称その他内閣府令
で定める事項を、内閣府令で定めるところによ
り、インターネットの利用その他の方法により
公表しなければならない。

前項の求める事項には、前条第一項の契約の
相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信
用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得す
る利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全
管理のために行うべき措置その他の内閣府令で
定める事項が含まれるものとする。

3 前条第一項の信用金庫は、第八十五条の六第
一項の基準に代えて、前条第一項の同意をして
いる旨及び当該信用金庫を会員とする信用金庫
連合会の名称その他の内閣府令で定める事項
を、内閣府令で定めるところにより、インターネット
の利用その他の方法により公表しなけれ
ばならない。

4 信用金庫連合会は、前条第一項の契約の締結
に当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電
子決済等代行業者に対しても、不当に差別的な取
扱いを行つてはならない。
(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の認
定)

第八十五条の九 内閣総理大臣は、政令で定める
ところにより、信用金庫電子決済等代行業者が
設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要
件を備える者を、その申請により、次条に規定
する業務(第三号及び第四号において「認定業
務」という。)を行ふ者として認定することができ
る。

一 信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を
確保し、並びにその健全な発展及び利用者の
利益の保護に資することを目的とすること。

二 信用金庫電子決済等代行業者を社員(次条
及び第九十条の五第四号において「会員」
といふ。)に含む旨の定款のあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行ふに足りる知
識及び能力並びに財産的基礎を有すること。
(認定信用金庫電子決済等代行業事
業者協会の業務)

第八十五条の十 認定信用金庫電子決済等代行
業者協会(前条の規定による認定を受けた一般
業者協会)

社団法人をいう。以下同じ。)は、次に掲げる
業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等代行業を営む
に当たり、この法律その他の法令の規定及び
第三号の規則を遵守させるための協会員に対
する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に
関し、契約の内容の適正化その他信用金庫電
子決済等代行業の利用者の利益の保護を図る
業務

三 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業の
適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱
い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づ
く命令若しくはこれらに基づく処分又は前号
の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益
を保護するために必要な情報の収集、整理及
び提供

六 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に
関する利用者からの苦情の処理

七 信用金庫電子決済等代行業の利用者に対する
広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子
決済等代行業の健全な発展及び信用金庫電子
決済等代行業の利用者の保護に資する業務
(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済
等代行業)

濟等代行業の業務に關し著しく不適當な行為を
したと認められる場合であつて、他の方法によ
り監督の目的を達成することができないとき
は、当該電子決済等代行業者に、信用金庫電子
決済等代行業の廃止を命ずることができる。

前項の規定により信用金庫電子決済等代行業
の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、そ
の旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により信
用金庫電子決済等代行業を営む場合において
は、当該電子決済等代行業者を信用金庫電子決
済等代行業者とみなして、第八十五条の五から
前条まで及び第八十七条第四項の規定並びに第
八十九条第九項において準用する銀行法第五十
二条の六十一の六第一項及び第三項(変更の届
出) 第五十二条の六十一の七第一項(廃業等
の届出、第五十二条の六十一の八(利用者に
対する説明等、第五十二条の六十一の九(電子
決済等代行業者の誠実義務)、第五十二条の
六十一の十二から第五十二条の六十一の十六ま
で(電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子
決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の
提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条
の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第
五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六
十一の三十まで(会員名簿の縦覧等、利用者の
保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に
関する対応、認定電子決済等代行業事業者協会へ
の報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載
事項、立入検査等、認定電子決済等代行業事業者
協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行
業者協会への情報提供、離則)並びに第五十
六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五
号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告
示)の規定並びにこれららの規定に係る第十一章
の規定を適用する。この場合において、第八十
九条第九項において準用する同法第五十二条の
三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を
記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書
類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金
庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業
者(給争解決等業務を行ふ者の指定)

等業務(苦情処理手続(金庫業務等関連苦情を
処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(金
庫業務等関連紛争について訴訟手続によらずに
解決を図る手続をいう。第四項において同じ。)
に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

第八十九条第一項を除き、以下同じ。)を行
う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又
は管理人の定めのあるものを含み、外国の法
令に準拠して設立された法人その他の外国の
団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であ
ること。

二 第八十九条第一項において準用する銀行
法第五十二条の八十四第一項の規定によりこ
の項の規定による指定を取り消され、その取
消しの日から五年を経過しない者又は他の法
律の規定による指定であつて紛争解決等業務
に相当する業務に係るものとして政令で定め
るものを取り消され、その取消しの日から五
年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年
法律第二百五号)又はこれらに相当する外国
の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相
当する外国の法令による刑を含む。)に処せ
られ、その刑の執行を終わり、又はその刑の
執行を受けることがなくなつた日から五年を
経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者
がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る
職務を適正に執行することができない者と
して内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得な
い者又は外国の法令上これと同様に取り扱
われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法
令による刑を含む。)に処せられ、その刑
の執行を終わり、又はその刑の執行を受け
ることがなくなつた日から五年を経過しな
い者

二 第八十九条第一項において準用する銀
行法第五十二条の八十四第一項の規定によ
りこの項の規定による指定を取り消された
場合若しくはこの法律に相当する外国の法
令の規定により当該外国において受けてい
る該指定に類する行政処分を取り消され
た場合において、その取消しの日前一月以

第八十九条の十二 内閣総理大臣は、次に掲げる
要件を備える者を、その申請により、紛争解決

等業務(苦情処理手続(金庫業務等関連苦情を
処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(金
庫業務等関連紛争について訴訟手続によらずに
解決を図る手続をいう。第四項において同じ。)
に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

第八十九条第一項を除き、以下同じ。)を行
う者として、指定することができる。

一 協会員が信用金庫電子決済等代行業を営む
に当たり、この法律その他の法令の規定及び
第三号の規則を遵守させるための協会員に対
する指導、勧告その他の業務

二 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に
関し、契約の内容の適正化その他信用金庫電
子決済等代行業の利用者の利益の保護を図る
業務

三 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業の
適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱
い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づ
く命令若しくはこれらに基づく処分又は前号
の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益
を保護するために必要な情報の収集、整理及
び提供

六 協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に
関する利用者からの苦情の処理

七 信用金庫電子決済等代行業の利用者に対する
広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子
決済等代行業の健全な発展及び信用金庫電子
決済等代行業の利用者の保護に資する業務
(電子決済等代行業者による信用金庫電子決済
等代行業)

第八十五条の十一 第八十五条の四第一項の規定
にかかるわざ、銀行法第二条第二十二項(定義
等)に規定する電子決済等代行業者(以下この
条及び第九十一条第一項において「電子決済等
代行業者」という。)は、信用金庫電子決済等
代行業を営むことができる。

2 電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等
代行業を営むことができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金
庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業
者(給争解決等業務を行ふ者の指定)

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金
庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業
者(給争解決等業務を行ふ者の指定)

7 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金
庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業
者(給争解決等業務を行ふ者の指定)

9 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

10 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

11 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

12 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

13 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

14 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

15 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

16 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

济等代行業の業務に關し著しく不適當な行為を
したと認められる場合であつて、他の方法によ
り監督の目的を達成することができないとき
は、当該電子決済等代行業者に、信用金庫電子
決済等代行業の廃止を命ずることができる。

前項の規定により信用金庫電子決済等代行業
の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、そ
の旨を官報で告示するものとする。

6 電子決済等代行業者が第一項の規定により信
用金庫電子決済等代行業を営む場合において
は、当該電子決済等代行業者を信用金庫電子決
済等代行業者とみなして、第八十五条の五から
前条まで及び第八十七条第四項の規定並びに第
八十九条第九項において準用する銀行法第五十
二条の六十一の六第一項及び第三項(変更の届
出) 第五十二条の六十一の七第一項(廃業等の届
出、第五十二条の六十一の八(利用者に對する説
明等、第五十二条の六十一の九(電子決済等代行
業者の誠実義務)、第五十二条の六十一の十二から
第五十二条の六十一の十六まで(電子決済等代行
業に関する帳簿書類、電子決済等代行業
に関する報告書、報告又は資料の提出、立入
検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の
十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の
六十一の二十一から第五十二条の六十一の
三十まで(会員名簿の縦覧等、利用者の保護に
資する情報の提供、利用者からの苦情に
關する対応、認定電子決済等代行業事業者
協会への情報提供、離則)並びに第五十
六条(第二十一号及び第二十三号から第二十五
号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告
示)の規定並びにこれららの規定に係る第十一章
の規定を適用する。この場合において、第八十
九条第九項において準用する同法第五十二条の
三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項を
記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書
類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金
庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業
者(給争解決等業務を行ふ者の指定)

3 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出をし
た電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、こ
れを公衆の縦覧に供しなければならない。

1 内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金
庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業
者(給争解決等業務を行ふ者の指定)

内にその法人の役員（外国の法令上これと
同様に取り扱われている者を含む。ニにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

五 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

ハ 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正かつ正確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ 第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約・紛争解決等業務の実施に関する指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。第八十九条第十一項を除き、以下同じ。）と金庫関係業者（金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下この号及び第三項並びに次条第四号において同じ。）との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる基準事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合する事項を除く。）について準用する事項その他の手続実施基本契約の内容（第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる基準事項を除く。）その他の業務規程の内容（同

2 前項に規定する「金庫業務等関連苦情」とは、金庫業務（金庫が第五十三条第一項から第三項まで及び第六項又は第五十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに当該金庫のために信用金庫代理業を行う者が行う信用金庫代理業をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第十一項において同じ。）又は信用金庫電子決済等取扱業務（信用金庫電子決済等取扱業者が行う第八十五条の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第七項及び第十一項において同じ。）に関する苦情をいい、前項に規定する「金庫業務等関連紛争」とは、金庫業務又は信用金庫電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。

3 第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金庫関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしてようとするときは、同項第五号から第七号まですに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る金庫業務及び信金庫電子決済等取扱業務の種別をいう。次項及び第八十九条第七項において同じ。）ごとに行うものとし、第一項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとすをした日を官報で告示しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

第八十五条の十三 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならぬ。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用について加入金庫関係業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金庫関係業者をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項
- 五 当事者である加入金庫関係業者又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

（届出事項）

二 信用金庫が第五十四条の二十一第一項第一号から第四号までに掲げる会社を子会社とするときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（届出事項）

二 信用金庫が第五十四条の二十一第一項第一号から第四号までに掲げる会社を子会社としようとするとき（第五十八条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）又は信用金庫連合会が第五十四条の二十三第一項第十号

から第十三号までに掲げる会社（同項第十号に掲げる会社にあつては、同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定による認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十八条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。

四 信用金庫の第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき、又は信用金庫連合会の第五十四条の二十三第四項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき（次号に該当する場合を除く。）。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

七 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

八 信用金庫電子決済等取扱業者は、信用金庫電子決済等取扱業を開始したとき、委託信用金庫との間で第八十五条の三の三の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

九 信用金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信用金庫電子決済等代行業を開始したとき。

二 金庫との間で第八十五条の五第一項の契約を締結したとき。

三 信用金庫連合会との間で第八十五条の七第一項の契約を締結したとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三条及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二に規定する金庫等をいう。以下同じ。」が用金庫法第八十九条の二第一項」と、同法第五十二条の六十の二第二項中「銀行等が前項」とあるのは「当該銀行等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六条等」と、「第五十二条の四十五の二」とあるのは「第五十二条の二に規定する金庫等をいう。以下同じ。」が同条」と、「當む場合においては、第一項」とあるのは「行う場合は、第一項」と、「第五十二条の二に規定する金庫等をいう。以下同じ。」が同条第三項とあるのは「第五十二条の二第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章及び第十章」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第八十五条の二第二項の規定並びに第八十七条第二項」と、「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えられるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の規定は、電子決済等取扱業に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業について、電子決済等取扱業者に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業者に係るものにあつては電子決済等取扱業者について、指定電子決済等取扱業務の種別が信用金庫電子決済等取扱業務であるものをいう。)について、認定電子決済等取扱事業者協会に係るものにあつては認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会について、委託銀行に係るものにあつては委託信用金庫について、銀行に係るものにあつては信用金庫について、それぞれ準用する。

「の」とあるのは「事業との」と、同法第五十二条の六十の十五第一項第二号（指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等）中「電子決済等取扱業務に」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項において規定する信用金庫電子決済等取扱業務に」と、「第五十二条の七十三条第三項第三号」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の七十五条第三項第三号」と、同条第三項第一号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第八十五条の十二第一項」と、「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条の八十四第一項」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十三第一項」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第八十五条の十二第一項」と、「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第八十五条の十二第一項」と、「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同法第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第八十五条の十二第一項」と、「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条の六十六（電子決済等取扱業に係る禁止行為）中「特定預金等契約に係る電子決済等開連預金媒介業務」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約に係る同条第二項に規定する信用金庫電子決済等関連預金媒介業務」と、同法第五十二条の六十二第一項中「第五十二条の六十一（電子決済等代行業）と、「電子決済等代行業」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の二第一項」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業」と、「電子決済等代行業」とあるのは「同法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）」とあるのは「第五十五条において同じ。」を」と、「同条第二項」とあるのは「同法第八十五条の三の二第二項」と、「電子決済等代行業」とあるのは「同法第八十五条の三の二第二項」と、「電子決済等代行業」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）」とあるのは「第五十五条において同じ。」と、「同条第三項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と同条第二項中「信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）」とあるのは「第五十五条において同じ。」と、「同条第三項中「会員名簿」とあるのは「協会員（信用金庫法第八十五条の三の四第二号に規定する協会員をい

う。以下同じ。)でない」と、「信用金庫法第十八条の三の五(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会)と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の三十一第二項(秘密保持義務等)中「信用金庫法第八十五条の三四(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)」とあるのは「第五十二条の六十の二十五」と、「同法第八十五条の三の五(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務)」とあるのは「第五十二条の六十の二十六」と、同法第五十二条の六十の三十二(定款の必要的記載事項)中「第五十二条の六十の二十五第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三四第二号」と、「第五十二条の六十の二十六第三号」とあるのは「同法第八十五条の三の五第三号」と、「同法第五十二条の六十の三十八(外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止)」中「第二条第十七項各号」とあるのは「同条第二項各号」と、同法第五十六条第十五号中「電子決済等代行業」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十の二十五」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十五条の六十一の三第一項(登録の申請)中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(登録の拒否)中「次に」とあるのは「(5)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相當する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)まで」とあるのは「(5)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(1)、(6)又は(10)に」と、同号ニ(1)中「第五十二条の六十の二十三第二項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第三項」と、同号ニ(10)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に關する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相當する」とあるのは「に相当する」と、「から(9)まで」とあるのは「又は(6)」と、同項第二号口(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(5)又は(9)」と、同号口(5)中「から(10)まで」とあるのは「、「(6)又は(10)」と、同法第五十五条の六十一の八第一項(利用者に対する説明等)中「第二条第二十一項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項各号」と、同条第二項中「營む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項(登録の取消し等)並びに第五十五条の六十一の十八(登録の抹消)中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の九(認定)」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会

員（信用金庫法第八十五条の九第一号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、信用金庫法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会とあるのは、「第二条第二十三項に規定する認定電子決済等代行事業者協会」と、「会員」とあるのは、「協会員」とと、同法第五十二条の六十一の二十五第二項（秘密保持義務等）中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）」とあるのは、「第五十二条の六十一の二十九」と、同法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）とあるのは、「第五十二条の六十一の二十九」と、「同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは、「九第二号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十二号」と、「同法第五十二条の六十一の二十六（定款の必要的記載事項）」中「第五十二条の六十一の十九」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは、「九第二号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の四第一項」と、同条第三号」とあるのは、「同法第八十五条の第十第三号」と、「同法第五十六条第二十号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の九」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

「解決手続」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務等関連苦情」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務等関連苦情」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する金庫業務等関連紛争」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務等関連紛争」とあるのは、「銀行法第五十二条の六十三第三項(指定の申請)中「前条第一項」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第五項に規定する第一項」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と同様第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは、「紛争解決等業務の種別をいう」と、同条第六号中「前条第二項」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項(指定紛争解決機関の業務)中「この法律」とあるのは、「信用金庫法」と、同項第二項中「銀行業関係業者」とあるのは、「同号に規定する金庫関係業者」と、同法第五十二条の六十六(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)中「他の法律」とあるのは、「信用金庫法以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十三第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十三第三号」と、「銀行業関係業者」とあるのは、「同法第八十五条の十二第一項第八号に規定する金庫関係業者」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十三第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは、「同条第五号」と、同法第五十二条の七十四第二項(時効の完成猶予)中「第五十二条の六十二第二項」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する金庫関係業者」と、同法第五十二条の八十二第二項第一号(手続実施基本契約の締結等の届出)中「銀行業関係業者」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件」とあるのは、「信用金庫法第八十五条の十二第二項第一号第五号から第七号までに掲げる要件」と、又

第

五款（第三十四条の二第六項から第八項まで）
（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなさ
れる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第
六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定
投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資
家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除
く）（雜則）の規定は金庫に行う特定預金等契
約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二
条第十四項（定義）に規定する金融商品市場に
おける相場その他の指標に係る変動によりそ
の元本について損失が生ずるおそれがある預金又
は定期積金として内閣府令で定めるものをい
う。）の受入れを内容とする契約をいう。以下
この条において同じ。）の締結又は外国銀行代
理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金
等契約の締結の代理若しくは媒介について、同
章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の
四まで）（第一種金融商品取引業又は投資運用業
を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業
又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範
囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実主義
務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理
の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等
の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明

く。」又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約によるもの」とあるのは「特定預金等契約によらないで」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、特定預金等契約に係る信用金庫電子決済等関連預金媒介業務(第八十五条の三第二項第二号に掲げる行為をいう。)を行ふ信用金庫電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定(同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。)中「金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という。)とあるのは、「特定預金等契約(信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは、「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは、「行った」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは、「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは、「又は媒介」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは、「媒介を行ふ」と、同法第三項第三号中「締結をする」とあるのは、「媒介を行ふ」と、同条第五項第二号中「締結する」とあるのは、「媒介により対象契約」と、同条第五項第二号中「締結する」とあるのは、「締結の媒介を行ふ」と、同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは、「又は媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行ふ」とあるのは、「特定預金等契約を締結する」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは、「締結の媒介を行ふ」と、「交付しなければ」とあるのは、「交付する」ほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「名称又は氏名」とあるのは、「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用金庫(信用金庫法第八十

五条の三第二項第一号に規定する委託信用金庫をいう。第三十七条の六第三項において同じ。)の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは、「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは、「特定預金等契約の解除に伴い委託信用金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する顧客が支払うべき対価(次項において「対価」という)の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引において「有価証券売買取引等」という。)とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)とあるのは「特定預金等契約」と、「有価証券等」という。)とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行つては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため」)とあるのは「追加するため」、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため」である。)とあるのは「特定預金等契約」と、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは

「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「第三十七条の三(第一項の規定の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。)、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項(ただし書を除く。)」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(経過措置)

第八十九条の三

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十一章 討則

第八十九条の四 第八十九条の二第一項又は第二項において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処する。

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十第一項の規定による信用金庫電子決済等取扱業を行わせたとき。

二 銀行法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の六十の三十四第二項又は第五十二条の五十六第一項、第五十二条の六十二第三項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十条の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つたとき。

二 不正の手段により第四条の免許を受けたと

八 第八十五条の十一第四項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

九 第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十二項において準用する銀行法(以下第九十四条までにおいて「銀行法」という。)第九条の規定に違反して、他人に外国銀行代理業務又は信用金庫代理業を行わせたとき。

十 銀行法第五十二条の八十二第二項の規定にて、他人に信用金庫電子決済等取扱業を行わせたとき。

十一 銀行法第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に信用金庫電子決済等取扱業を行わせたとき。

十二 銀行法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

十三 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五十六第一項、第五十二条の六十二第三項又は第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

五 銀行法第二十二条第一項若しくは第五十二条の二の二第一項若しくは第五十二条の二第一項若しくは第五十二条の二の六第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これららの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十二条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十二条第四項第五十二条の二の六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれららの規定に違反して、これららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をしてこれららを提出したとき。

六 銀行法第五十二条の六十九の規定に違反したとき。

七 不正の手段により第八十五条の三第一項の登録を受けたとき。

八 第八十五条の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用金庫代理業を行つたと許可を受けたとき。

九 第八十五条の二第一項の規定に違反して、登録を受けたとき。

十 第八十五条の四第一項の規定に違反して、登録を受けたとき。

十一 第八十五条の四第一項若しくは第五十二条の五十三、第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をしたとき。

十二 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三、第五十二条の六十一の二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をしたとき。

十三 銀行法第二十五条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十四第一項、第五十二条の六

十の二十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 銀行法第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 銀行法第四十六条第三項において準用する銀行法第二十五条第一項の規定による当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による命令に違反したとき。

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類、銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は銀行法第五十二条の六十の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つたとき。

八 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定に違反して、同項の規定による公告をせぬ、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をしたとき。

第九十条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（金庫又は信用金庫代理業者を含む。）の利益を囁り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

二 銀行法第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合

四 銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したときは、当該違反行為をしたとき。

合において、顧客以外の者（委託信用金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

第九十条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

金融商品取引法第二百九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の四の三第一項」と、「この条、次条第二項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第二百九十八条の二第二項又は第二百条の二」とあるのは「信用金庫法第九十条の三第一項」と読み替えるものとする。

第九十条の四の四 銀行法第五十一条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の一十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の四の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六ヶ月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の一十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれららの規定による当該職員の質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定による事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

五 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

六 第九十条の四の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百円以下の罰金に処する。

一 第八十五条の三の二第三項の規定による届出をしていない、又は虚偽の届出をして、信用金庫電子決済等代行業を営んだとき。

二 銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

三 第九十一条の四の七 銀行法第五十二条の八十三条第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

四 第九十五条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

行法第五十二条の四十第一項の標識若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。
四 銀行法第五十二条の六十の二十七第三項又は第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反して、その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の協会員又は認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。
五 銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六 銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。
第九十条の六 第八十七条の四第四項若しくは銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
第九十条の七 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一 第八十九条の四又は第九十条の二（第三号を除く。）三億円以下の罰金刑
二 第九十一条の二の二（第二号を除く。）、第九十条の三第一号から第三号まで、第六号若しくは第八号又は第九十条の四第一号若しくは第三号二億円以下の罰金刑
三 第九十一条の四第二号又は第九十条の四の二一億円以下の罰金刑

第九十条の四の五から前条まで 各本条の罰
金刑

第二百九十九条 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告とし、人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

六十三条において準用する場合を含む)、第三十八条(第三十八条の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第四十八条の六(第六十三条において準用する場合を含む)、第四十八条の七(第六十三条において準用する場合を含む)。若しくは第五十四条の十六の規定又は第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がな

第四項の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたときは。
十 第三十八条の二第十項の規定又は第三十九条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
十一 第三十八条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。
十二 第三十八条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行ふべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。
十三条 第三十八条の三において準用する会社法第三百四十四条第三項の規定により報告する

項において準用する場合を含む。)の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

十四 第五十二条第二項(第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第二項、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項、第八十五条の十一第二項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、通知、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

十五の一 第五十四条の二第一項の規定に違反したとき。
十六 第五十四条の二の四第一項の規定に違反して全国連合会債を発行したとき。
十七 第五十四条の二の四第二項又は第三項の

規定に違反したとき。
十八 第五十四条の三第二項又は第五十四条の
十四の規定に違反したとき。
十九 第五十四条の二十一第一項の規定に違反
して同項に規定する子会社対象会社以外の会
社(第五十四条の二十二第一項に規定する國

十九の二 第五十四条の二十一第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで認可対

会社が、合算してその基準議決権数を超える

六十三条において準用する場合を含む。）、第三十八条（第三十八条の二第二十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十八条の六（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十八条の七（第六十三条において準用する場合を含む。）、第五十四条の十六の規定又は第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録し、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の原本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第二十四条第六項、第四十八条の四（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十八条の七第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）若しくは第五十五条の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第三十一条の規定に違反したとき。

六の二 第三十二条第五項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

七 第三十二条第八項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたと

十四 第四項の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたときは。

十五 第三十八条の二第十項の規定又は第三十八条の三において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したとき。

十六 第三十八条の二第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

十七 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行ふべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

十八 第三十八条の三において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したとき。

十九 第三十八条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

二十一 第三十九条第五項（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十二 第四十二条（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二十三 第五十一条第一項若しくは第五十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八条第三項、第六十条、第六十一条、第六十一条の二第一項、第三項、第三項若しくは第七項、第六十一条の三第一項若しくは第三項から第五項まで、第六十一条の四第一項若しくは第三項若しくは第三項

十四 第五十二条第二項（第六十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

十五 第六十二条第三項（第六十一条の三第七項及び第六十二条の四第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第二項（第五十四条の五、第五十五条の十一第二項若しくは第八十七条の規定、第五十六条第一項、第五十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十五条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項若しくは第五十五条の六十一の六第一項の規定に違反して、これららの規定による届出、公告、通知、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、通知、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

十六 第五十四条第三項の規定に違反したとき。

十七 第五十四条の二の四第一項の規定に違反して全国連合会債を発行したとき。

十八 第五十四条の三第二項又は第五十四条の十四の規定に違反したとき。

十九 第五十四条の二十一第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十四条の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

二十 第五十四条の二十一第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで認可对

議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る)に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該信用金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

十九の三 第五十四条の二十二第一項若しくは第二項ただし書(第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む)又は第五十四条の二十五第一項の規定に違反したとき。

十九の四 第五十四条の二十二第三項又は第五项(これらの規定を第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む)の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五 第五十四条の二十三第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで認可対象会社を子会社としたとき(同条第一項第十四号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けるため同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る)に該当する子会社としたとき若しくは同条第十四号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条に規定する内閣府令で定める会社に規定する内閣府令で定めたことその他の同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該

二十 第五十六条又は第五十七条の規定に違反したとき。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第六百五十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第六十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十三 第六十三条において準用する会社法第五百二十二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十四 第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の二第二項、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六项、第五十四条の二十三第四項（同条第七項又は第十三項において準用する場合を含む。）、第八項、第十一項、第十四項若しくは第六项、第五十八条第六項若しくは第六条の六第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可又は承認に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五 第八十七条の四第四項又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十二条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十六 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十八 銀行法第五十二条の四十九、第五十二条の六十の十八若しくは第五十二条の六十一の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

2
会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の七において準用する同法第三百八十二条第三項の規定又は第三百八十三条において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第九十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十七条の四第四項又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八十七条の四第四項又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反した者

二 銀行法第五十二条の七十六条の規定に違反した者

第九十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の総覧を拒んだ者

二 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 銀行法第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反して、その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は認定信用金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

(第三者的財産の没収手続等)

第九十五条 第九十条の四の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

第九十六条 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで（第三者的財産の没収手続等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

4 第一条及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有の財物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。
(没収された債権等の処分等)

第九十七条 第九十条の四の二の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法

に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等(新信用金庫法第三十二条第六項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。)を合算してその基準株式数等(新信用金庫法第五十四条の十八第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。)を超えて所有している信用金庫連合会又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用金庫連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用金庫連合会又はその子会社が同日において同条第三項において準用する新信用金庫法第五十四条の十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、新信用金庫法第五十四条の十八の規定を適用する。

(権限の委任)

第一百四十七条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庫連合会又はその子会社が同日において同条第三項において準用する新信用金庫法第五十四条の十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、新信用金庫法第五十四条の十八の規定を適用する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあっては、地方支分部局の長)に委任することができる。

(处分等の効力)

第一百八十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百八十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合についたものとみなす。

おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百九十五条 附則第二条から第百四十六条まで、
五百五十三条、第五百六十九条及び前条に定める
もののはか、この法律の施行に関し必要な経過
措置は、政令で定むる。

第一百九十一條 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況等を監視するための監査官の職務を設け、(検討)

況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずる。

2 ものとする。
政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内、この法律による改正後の規定の実施年以内、金融システムを取り巻く社会経済の発展に寄与するため、この法律

社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて

所要の措置を講ずるものとする。
附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第
一三一号）

第一条 (施行期日) この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第二百三十号）の施行の日から施行す

(経過措置) る。

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の

信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。

規定にあつては、当該規定の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしてしたものとみなす。

第一百八十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合に

第一百九十二条 附則第二条から第四百四十六条まで、
百五十三条、第六十九条及び前条に定める
その他の経過措置の政令への委任
措置は、政令で定める。

(検討)
百五十三条、第六十九条及び前条に定める
もののはか、この法律の施行に関し必要な経過
措置は、政令で定める。

第一百九十三条 政府は、この法律の施行後において
ても、新保険業法の規定による保険契約者等の
保護のための特別の措置等に係る制度の実施状
況、保険会社の経営の健全性の状況等にかかる
み必要があると認めるときは、保険業に対する
信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずる
ものとする。

政府は、前項に定めるものを除くほか、この
法律の施行後五年以内に、この法律による改正
後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く
社会経済状況の変化等を勘案し、この法律によ
る改正後の金融諸制度について検討を加え、必
要があると認めるときは、その結果に基づいて
所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第

一三一号)
(施行期日)
第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平
成十年法律第百三十号)の施行の日から施行す
る。

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託
法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀
行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の
信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁
止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同
組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に
関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協
同組合法、協同組合による金融事業に関する法
律、船主相互保険法、中小企業等協同組合法、
地方税法、証券投資信託及び証券投資
組合法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保
証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障
法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法
律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に
関する法律、外國証券業者に関する法律、農村
地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金
保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法
律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する
法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融
精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債
権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度
及び証券取引制度の改革のための関係法律の整
合及び転換に関する法律、外国証券業者に關
する法律、農村地域工業等導入促進法、農水產
業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制
等に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の
規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に關する
法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に關する
法律、商品投資に係る事業の規制に關する法律、
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を
助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向
精神薬取締法等の特例等に關する法律、特定債
権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度
及び証券取引制度の改革のための関係法律の整

備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為とは、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3
旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、こ

の法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他との相 当の国の機関に対して報告、届出、提出その他 の手続をしなければならない事項についてその

手続がされていないものとみなして、新担保附
社債信託法等の規定を適用する。
第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧
担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新
担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と
しての效力を有するものとする。
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一九年五月二八日法律第五
大 号 少)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二年六月二三日法律第八〇号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第一項の規定によるこの法律の施行後に対される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 第二五号 附 則 (平成一一年八月一三日法律第一二五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第

(施行期日) 第二六〇号 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一二六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第二六一號 附 則 (平成一二年五月三一日法律第九六号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年五月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行期日) 第二六二號 附 則 (平成一二年五月一日法律第九六二号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第二六三號 附 則 (平成一二年五月一日法律第九六三号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第二六四號 附 則 (平成一二年五月一日法律第九六四号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第二六五號 附 則 (平成一二年五月一日法律第九六五号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第一百五十五条第二項、第一百八十八条第一項、第一百九十九条及び第二百九十九条の改正規定並びに同法第五十五条第二項及び附則第九条第二項を削る改正規定、附則第二十九条並びに同法第五十五条第二項を削る改正規定、同法第五十五条第二項及び附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第一百一条第一項及び第二百三十三条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置) 第二十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それがなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第二十四条 附則第一条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任) 第二十四条 附則第一条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日等) 第五号 附 則 (平成一三年六月二七日法律第七五号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置) 第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前の規定にあつては、当該規定の施行前に改定前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてしまつたものとみなす。

(廃分等の効力) 第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改定前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてしまつたものとみなす。

(施行期日) 第一〇号 附 則 (平成一三年一月九日法律第八一〇号) 抄

第一条 この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

(施行期日) 第一七号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任) 第六十八条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第七八号)

第一条 この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任) 第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) 第七十号 附 則 (平成一三年一月九日法律第八一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一七号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一八号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一九号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一九号) 抄

こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十二条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第七八二号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十三条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

(施行期日) 第一〇号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一九号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一八号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一九号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一九号) 抄

こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十五条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第七八二号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十六条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

(施行期日) 第一〇号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一九号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一八号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一九号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一九号) 抄

こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十八条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第七八二号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任) 第七十九条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

(施行期日) 第一〇号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一九号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一八号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 第一九号 附 則 (平成一三年六月二九日法律第八一九号) 抄

二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人 中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附 則（平成一六年五月一二日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 附則第三十条及び第三十三条の規定 公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月二日法律第七十六条号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五条号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの附則の規定によりなお従前の例において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行

されることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一六年六月九日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一六年六月一八日法律第一四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一六年一二月三日法律第一四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一七年五月二日法律第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一六年六月一八日法律第一四一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一六年一二月一日法律第一四一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一六年一二月三日法律第一四一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一七年五月二日法律第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十六条 (権限の委任) 内

附則において読み替えて準用する保険業法による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任す。

2 この附則及びこの附則において読み替えて準
る

用する保険業法による行政庁（都道府県の知事その他の執行機関を除く。）の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わ

3 せることができる。
第一項の規定により金融庁長官に委任された
権限については、政令で定めるところにより、
その一部を財務局長又は財務支局長に委任する
ことができる。
(政令「の委任」)

第三十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八
七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

附則(平成七年一〇月二日法律第一〇二号)抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中組合特別会員

置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第百二十四条中証

券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条

第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八一条まで二条の繰り下げ、同法附

ら第八十四条までを一条ずつ繰り下げる。同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第

に附則第三一条第三二一条第三二二四条第三二五五条第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化

法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成一七年一一月二日法律第一〇六号) 附則抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以降「施行期日」という。）

附
目

丁胡日
打

この法律は、公布の日から起算して一年
えない範囲内において政令で定める日（以

下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条の規定 公布の日

二 附則第十五条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(銀行法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 新銀行法第十三条の二(新長期信用銀行法第十七条、第三条の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」という。)第八十九条第一項、第四条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。)第九十四条第一項及び第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協金法」という。)第六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、銀行等(銀行、長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会(新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。)をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。)の施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例によつる。

第八条 2 新銀行法第二十一条第一項及び第二項(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第一項、新労働金庫法第九十四条第一項及び新協金法第六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、施行日前に開始した銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

第九条 新銀行法第五十二条の四十三及び第五十五条の四十四(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる新銀行法第二条第十四項に規定する行為(新長期信用銀行法第十六条の五第二項、新信用金庫法第八十五条の二第二項、新労働金庫法第八十九条の三第二項及び新協金法第六条の三第二項に規定する行為を含む。)について適用する。

2 前項の規定により引き続き信用金庫代理業を行ふ場合においては、その者を信用金庫代理業者とみなして、新信用金庫法第八十五条の二第一項及び第八十七条第二項の規定、新信用金庫法第八十九条第一項又は第三項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十一条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれららの規定に係る新信用金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいづれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「信用金庫代理業の廃止を命じ」とする。
（準備行為）

使用者その他の従業者が、その法人又は人の事業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対しても罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告とし人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(处分等の効力)

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の一の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局の長)に委任することができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融融資制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(検討)

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
附 則（平成一八年六月一四日法律第六五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

第一百九十条 第十三条の規定（第三十四条第四号）

法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第一百八十八条第一号から第十号まで、第二号若しくは第十九号の規定(附則第二百十八号の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第一百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第二百九十九条の規定(第三十四条第四号の改正規定(「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十一号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。)による改正後の信用金庫法(以下この項において「新々信用金庫法」という。)第三十四条第四号(新々信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧証券取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第二百十八号まで、第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号、第一百九十九条、第二百条第一号から第六号まで、第二十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三十三条第三項又は第二百五一条第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

掲げる者に限る。)から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により旨を改正信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、改正信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をし、これら二点になります。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則にに関する経過措置) 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任) 第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定) 第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日

同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百零八条第一項及び第一百三十条第一項第三号の改正規定、第六条中中小企業等協同組合法第五十八条の五の次に一条を加える改正規定第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項の改正規定（第十八条第一項（利益準備金の積立て等）」「第十八条（資本準備金及び利益準備金の額）」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定、第八条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定、第十条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定、第十一條中銀行法第十三条の三

第二百一十九条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、そ

の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
(罰則の適用に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令等への委任)る規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二百二十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六
六号）抄

附 則（平成一八年一二月一五日法律第
一〇九号）抄
この法律は、新信託法の施行の日から施行す
る。

八号) 抄 附則(平成一九年五月二十五日法律第五

第一百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において

一条の十二の次に一条を加える改正規定 同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第五十七条の三、第九十二条第一

本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）又は地方公営企業等金融機関法（平成十九年法律第六十四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の改正規定、同法第三十六条に四項を加える改正規定、同法第五十条の二第四項の改正規定（「又は第三項」を、「第三項又は第四項」に改める部分に限る。）、同法第五十六条の二第五十九条の六及び第六十条の三の改正規定、同法第二百五十二条の二第一項又は第二項に

の改正規定 同条の次に一条を加える改正規定、同法第十六条の二第一項第三号及び第五号の改正規定並びに同法第五十二条の二十一の次に一条を加える改正規定、第十二条中保険業法目次、第二条第十一項、第八条及び第二十八条第一項第三号の改正規定、同法第五十三条の二第一項第三号の改正規定（金融商品取引法）の下に「昭和二十三年法律第二百五号」を加える部分に限る。）、同法第一百六条第一項第五号の改正規定、同法第二編第九章第二節中第一百九十四条の前に一条を

第一項 この法律は平成二十年十月一日から施行する。
該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第五十五条
条から第三十条まで、第一百一条及び第二百二十二条
の規定 公布の日から起算して六月を超えたな
い範囲において政令で定める日

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 施行日前に転換前の法人が発行した
短期商工債についての信用金庫法の規定の適用
については、当該短期商工債を同法第五十三条
第五項第一号に規定する短期社債等とみなす。
(処分等に関する経過措置)

改正規定（「第三十六条」を「第三十六条第一項、第二項及び第四項の第一項」に改める部分に限る）、同法第百九十条第一項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る）、同法第一百九十四条の七第二項第一号の改正規定、同条第三項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分に限る）。並びに同法第二百五条の一、第二百七条第一項第六号及び第二百八条第四号の改正規定、第二条中投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定、第四条中農業協同組合法第十二条の二の三第三号の改正規定、同法第

加える改正規定、同法第二百七十七条の二十
第一項の改正規定、同条の次に一条を加え
る改正規定並びに同法第二百七十二条の十三
第二項並びに第三百三十三条第一項第一号及
び第二号の改正規定、第十三条中農林中央金
庫法第五十九条及び第五十九条の二の改正規
定、同条の次に一条を加える改正規定並びに
同法第七十二条第一項第二号の改正規定、第
十四条中株式会社商工組合中央金庫法第二十
八条の改正規定、同条の次に一条を加える改
正規定、同法第三十九条第一項第一号及び第
三号の改正規定並びに同法第五十六条第五項

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれそれとの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則

十一條の五の次に一条を加える改正規定、同法第十一條の十二の次に一条を加える改正規定及び同法第十一條の四十七第一項第二号の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十一

ただし書の改正規定（第二十一条第四項）の下に「及び第七項」を加える部分を除く。並びに附則第二十二条条中金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四三号）第二十一条第三項（第二十一条第三項）

(罰則の適用に関する経過措置) に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

条第四項第一号、第十一條の四第二項及び第十一條の八第三号の改正規定、同法第十一條の十三を同法第十一條の十四とし、同法第十一條の十二の次に一条を加える改正規定、同

十三号)、第一条第四項の改正規定(第三十
六条)を「第三十六条第一項」に改める部
分に限る)。附則第三十二条中資産の流動化
に関する法律(平成五年法律第百五号)第二
百二十九号(第三項)を(第一項第二十二

して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規
（罰則の適用に関する経過措置）

定においては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二年六月一日法律第五号) 沙

(施行期日) 平成25年1月1日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以

下「施行日」という。)から施行する。

附則（平成二一年六月二十四日法律第五八号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の一及び二 略

次に一条を加える改正規定、同法第三十八

条、第四十五条第一号、第五十九条の六、第

六十条の十二及び第六十六条の十四第一号中の改正規定、同法第七十七条に一項を加える

改正規定、同法第七十七條の二に一項を加え

る改正規定、同法第七十九条の十三の改正規

定並ひに同法第百五十六条の三十一の次に一
条を加える改正規定、第二条中無尽業法目次

の改正規定（「第十三条」を「第十三条ノ二」

に改める部分に限る)、同法第九条の改正規

定及び同法第二章中第十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中金融機関の信託業務

次に改正規定第三条に金融機関の付託業務の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二

(書面による解除)「第三十七条の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)」に改める部分に限る。)及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一条中貸金業法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定、第十二条中保険業法目次の改正規定(「第一百五条」を正規定、第一百五条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、第一百五条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第九十五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百五十九条の改正規定、同法第二百四十四条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に二条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定(「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。)及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第二十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律目次の改正規定(「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。)及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)
第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方に於いて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十三条 第十四条の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第十三条第一項（第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新協金法」という。）第六条第一項、第十条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項、第十一条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この項及び第三項において「新長期信用銀行法」という。）第十七条及び第十二条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合（次項において「新協金法第六条第一項等において準用する場合」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額が信用供与等限度額（同条第一項に規定する信用供

条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている銀行等及び当該銀行等の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下の項において同じ。）又は当該銀行等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目指して、途ととして、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘査し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定

（第八章 罰則）（第一百九十七条—第二百九十九条）

(檢討)

貞
全

一
六
八

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含

る。
（政令への委任）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なる逆前の例によること

にあつては、地方支分部局の長)に委任することができる。

るところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限

限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定め

2 組合の規定により金融庁長官に委任する。

（権限の委任）
内閣總理大臣は、二つ判の規定によつて

内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による手続等の特例（第二百九条の四—第二百九条）を「第八章 罰則（第一百九十七条）／第八章の二 没収に関する手続等の特例（第二百九条の三）／第二百九条の三」に改めることとする。

内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による

第二項の改正規定を除く。)、第六条(水産業等協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第百二十一条の五の改正規定を除く。)、第七条(中小企業等協同組合法第九条の七の五第ニ項の改正規定を除く。)、第八条(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条及び第一百二十三条の三第一項の改正規定を除く。)、第十条(信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。)、第十一条(長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。)、第十二条(労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。)、第十三条(銀行法第十三条の四第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。)、第十四条、第十五条(保険業法第三百条の二の改正規定を除く。)、第十六条(農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。)、第十七条(信託業法第二十四条の二

げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に「一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。)並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、第七条の規定(第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六条第五項の規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定(第十九条の二)の下に「第十九条の三、第二十二条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。」を削る部分及び「事務所」との下に「同法第十二条の二(第五項中「營業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と)を、「選任された者」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法百四十五条」と号中「隠へいした」を「隠蔽した」に改める改正規定(第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を加える部分に限る。)及び同法第六十条第六号中「隠へいした」を「隠蔽した」に改める改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十六条の規定、第二十七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八条の規定、第三十二条中規定を除く。)、第二十九条の三までに、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)」に改める部

第八十三条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」（とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法」（と、商業登記法第二百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第二百四十五条」と）を加える部分にする。）、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第二百三十二条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第二百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二百三条第三項の規定、第二百七条中投資事業組合有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）、第二百八条の規定、第二百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「第十九条の三第二十一条」を加える部分に限る。）並びに第二百十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日登記に関する法律第四条の改正規定（「並びに第二百三十二条」を「第二百三十二条から第二百三十七条まで並びに第二百三十九条」に改める部分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十七条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第二百一一条、第二百三十八条及び第二百三十九条の改正規

定、第九条中社債、株式等の振替に關する法律
第一百五十九条第二項第一号の改正規定、同法第
一百五十五条第一項の改正規定（「以下この条」
の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」
を加える部分に限る。）同法第一百五十九条の次
に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条
第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次
に次のように加える改正規定、同法第二百三十三
条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第
五百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に
限る。）同条第二項までの規
定、第十一条中会社更生法第二百六十一條第一
項の次に次のように加える改正規定及び同法第
二百三十九条第二項の表に次のように加える改
正規定、第十四条中会社法の施
行に伴う関係法律の整備等に關する法律第四十
六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び
一般財團法人に關する法律の目次の改正規定
（從たる事務所の所在地における登記（第三百
十二条第一項）を「削除」に改める
部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加
える改正規定、同法第三百二十二条第二項第四号の
項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施
行に伴う関係法律の整備等に關する法律第四十
六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び
一般財團法人に關する法律の目次の改正規定
（從たる事務所の所在地における登記（第三百
三款、第三百五十五条及び第三百二十九条の改
正規定、同法第三百三十条の改正規定（第四
十九条から第五十二条まで）を「第五十二条、
第五十三条」に号を加える改正規定、同法第六章第四節
第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三
十九条」に改め、「一商店」とあるのは「從た
る事務所」とを削る部分に限る。）並びに同
法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改
正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改
正規定（「第三項を除く。」、「第十八条」を削る
部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる
法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改
正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改
正規定（「第三項を除く。」、「第十八条」を削る
部分に限る。）、「第十九条の三まで」を削る
規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九
条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項
を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（
「第十七条から」の下に「第十九条の三まで」
第二十一条からを加え、「第十五号及び第十
六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部
分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び
「読み替える」を「同法第一百四十六条の二中
「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法
(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条にお
いて準用する商業登記法」と、「商業登記法

「百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百四十五条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替えるに改める部分を除く。」、同法第百条の四「第一百条の二十第一項、第一百二条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定（第十七条から）の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百二条の十一において準用する商業登記法」と、『商業登記法第百四十五条』とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一において準用する商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替えるに改める部分を除く。」並びに同法第百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規定、同法第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定（第二百四十五条の二まで）を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十二条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。」、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定（第三百五十五条第一項本文及び第四項）の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。」、同法第二百六十四条第四項の改正規定、同法第二百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第二百七十七条の改正規定（「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と）を削り、「第百七十五条」との下に「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定（「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に

改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の八十七条の四第四項の改正規定、同法第八十九条の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第三号及び第四号を除く。)、第三百二十二条第五項第三号の改正規定を除く。)、第三百二十二条第五項第三号を除く。)、第三百二十二条第五項第一号及び第二号、第三百一十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百九十五条第一項及び第三百九十六条第一項を削り、「相互会社」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の三第一項第五号を除く。)中「株主」を削り、「相互会社」と「株主」とあるのは「総代」と「株主」とあるのは「総代」とを削り、「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。」及び第四項中「各号を除く。」及び第四項中「各号を除く。」とあるのは「第三号及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百二十二条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条の三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」と、同条第四項並びに第五項第一項及び第二号並びに同法第三百二十二条第五項並

の三に、「印鑑の提出」を「）、第二十一
条から第二十一条まで〔に改める部分、
同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十
条第二項若しくは第三十二条第二項に規定する
「商業登記法」〔とあるのは「資産の流動化に
関する法律」（平成十年法律第五百五号）第百八
三條第一項において準用する商業登記法〔
と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは
「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一
項において準用する商業登記法第百四十五条〕
と「を加える部分を除く。」及び同法第三百十
六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規
定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金
の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に
関する法律第十五条の三の改正規定〔（第三項
を除く。）を削る部分に限る。〕、第五十二条、
第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条
中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第
二十二条の改正規定〔（同法第九百三十七条
第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるの
は「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
第六十七条第一項各号」とを削る部分に限
る。〕、同法第三十九条、第五十六条第六項、第
五十七条及び第六十七条から第六十九条までの
改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に
掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の
改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、
第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除
く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十
一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の
改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前
号に掲げる部分を除く。）、第七十二条中医療法
第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六
項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定
(同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十
三条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七
十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法
第二十四条第一項の改正規定〔（第十七条（第
三項ヲ除ク）〕を「第十七条」に改める部分に
限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六
条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次
に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七
第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四

（施行期日）
（号）抄
（施行期日）
（政令への委任）
（検討）
（施行期日）
（号）抄
（施行期日）
（二及び三 略）
四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第二項、「を削る部分に限る。」、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百三十九条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百三十三条（前号に掲げる改正規定を除く。）
会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日
附 則（令和二年六月一二日法律第五〇〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十七条の規定 公布の日
（政令への委任）
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
附 則（令和三年五月一九日法律第三七〇号）抄
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条条及び第七十一条から第七十三条までの規定
布の日

条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限りる。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一一号）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和三年五月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

この法律の施行の際現に旧信用金庫法第五十四条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社（旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）としている信用金庫連合会については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該信用金庫連合会の子会社（旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）となつた日を、新信用金庫法第五十四条の二十三第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘査し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日
(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(余す)

附 則（令和三年六月一日法律第五四二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（令和四年六月一〇日法律第六一四号）抄

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

（施行期日）
附 則（令和五年六月一六日法律第六十三条）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定（公布の日を超過する経過措置）
六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則に関する経過措置）
七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（令和五年一月二九日法律第六十三条）抄
一 附則第六十八条の規定（公布の日）
二 第一条中金融商品取引法第五十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十一の十八第二項及び同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第七条第一項及び第一百七十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九

三 第一条 中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十二条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第二項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条

十八条第五号、第一百条第五号及び第二百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第一項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十二条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行政法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十一の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の五百三十三条第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十七条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十一年法律第三十五号）別表第一第一四八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十項及び第十一項、第百八十五條の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二、第二号、第六号及び第七号、第一百零一条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九十三条号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

第一項中金融商品取引法第三十七条の三の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規定、同法第四十三条の五の改正規定、同法第四十五条、同条第六項を削る改正規定、同法第四十二条の七の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（交付する書面に記載する事項）を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る。）、同法第一百七十九条第二項の改正規定（「審判の」を「最初の審判手続の」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第一百八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第一百八十三条第三項及び第一百八十二条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載されれ」を「審判手続開始決定記録に記録され」に改める部分を除く。）、同法第一百八十四条第一項、第一百八十五条の三第一項、第一百九十八条第二号の四並びに第二百五条第十二号及び第十三号の改正規定（同号の次に一号を加える改正規定並びに同法第一百八十六条号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十七条第四号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第三十一条第二項の改正規定、第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条（水産業協同組合法第八百六十六条第六項の改正規定及び第二号に掲げ

る改正規定を除く。)の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同条第二項の改正規定並びに同法第十一条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条(投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。)の規定、第九条中信用金庫法第八十九条の二第一項の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第二項の改正規定並びに同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第二項の改正規定並びに同法第九十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第二十五条の二の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)

下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」、「同法第五十二条の二の五の改正規定に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の四十五の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第三百十一条の二の第八号及び第三百三十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、

第

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第

第六十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」、「同法第五十二条の二の五の改正規定に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の四十五の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第三百十一条の二の第八号及び第三百三十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、